

## ◆重要◆ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長に伴う 北方町の方針について

【北方町新型コロナウイルス感染症対策本部】

本部長 戸部 哲哉

北方町役場 電話 058-323-1111

### ◇町の対応方針

新型コロナウイルス感染症についての“緊急事態宣言”の期間が3月7日まで延長されたことを踏まえ、感染拡大の防止の観点から北方町においては次のとおり対応方針を決定しました。

○下記施設については3月7日までの間、午後8時で閉館します。また、すべての町有施設で3月7日までの新規予約受付は行いません。

〔 働く婦人の家、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、ホリモク生涯学習センターきらり、※アルテックアリーナ、各小中学校体育館・グラウンド、各公園グラウンド 〕

※ アルテックアリーナは3月1日より新型コロナワクチン接種会場として使用予定のため、貸し出しを行いません。(期間未定)

町民のみなさんにおかれましては引き続き、マスク・手洗い・距離確保の「基本の繰り返し」を行っていただくほか、「かからないため」のリスクの回避を行い、感染拡大の防止を行っていただきますようお願いいたします。



外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い